

第一百六十九回
会議院国土交通委員会会議録

第十一号

(一一九)

平成二十年五月二十七日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 吉田 博美君
理 事 長浜 室井 谷川 鮎淵 池口 鶴保 鈴保 川上 康夫君 田中 康夫君 羽田 雄一郎君 平山 幸司君 広田 一君 藤本 祐司君 山下 八洲夫君 佐藤 信秋君 伊達 忠一君 長谷川 大紋君 藤井 孝男君 山本 順三君 山本 順三君 藤井 雅史君 佐藤 貞雄君 平井たかや君 山本 順三君 国務大臣 副大臣 國土交通大臣 國土交通副大臣 國土交通大臣政務官 國土交通大臣政務官

事務局側 常任委員会専門員 伊原江太郎君

本日の會議に付した案件

○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院交付)

○委員長(吉田博美君) ただいまから國土交通委員会を開会いたします。海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。冬柴國土交通大臣。

○國務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりました海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

田名部匡省君 羽田雄一郎君 幸司君 広田 一君 藤本 祐司君 山下八洲夫君 佐藤 信秋君 伊達 忠一君 長谷川 大紋君 藤井 孝男君 山本 順三君 山本 順三君 藤井 雅史君 佐藤 貞雄君 平井たかや君 山本 順三君 国務大臣 副大臣 國土交通大臣 國土交通副大臣 國土交通大臣政務官 國土交通大臣政務官

四面環海の我が国において、輸出入貨物の九・七%の輸送を担う外航海運及び国内貨物輸送の約四割、産業基礎物資の約八割の輸送を担う内航海運は、我が国経済、国民生活にとって不可欠な産業基盤であります。

しかしながら、世界単一市場たる外航海運分野における国際競争が激化する中、我が国外航海運においては、円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき日本船舶は最も多かつた昭和四十七年の千五百八十隻から平成十八年には九十五隻へ、日本人船員は昭和四十九年の約五万七千人から平成十八年には約二千六百人へと極端に減少しており、極めて憂慮すべき事態となつております。

また、内航海運についても、現在約三万人の船員を有するものの、四十五歳以上の船員の占める割合が六四%に上る等高齢化の著しい進展、後継者不足等により、船員不足の深刻化が強く懸念さ

れております。
我が国は置かれたこの状況に堪がみる
と、昨年七月に施行された海洋基本法においてう
たわれているとおり、安定的な海上輸送の確保を
図ることは喫緊の国家的課題となつております。
このため、日本船舶の確保並びに船員の育成及び
確保を計画的に行う必要があることから、この
度、この法律案を提出することとした次第です。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申
し上げます。第一に、國土交通大臣は、安定的な海上輸送の
確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船
員の育成及び確保に関する施策の総合的かつ計画
的な推進を図るための基本方針を定めることとし
ております。第二に、船舶運航事業者等が基本方針に即して
日本船舶・船員確保計画を作成し、國土交通大臣
の認定を申請することができることとし、当該認
定を受けた対外船舶運航事業者に対するトン数標
準税制の適用等の支援措置を設けることとしてお
ります。第三に、国内海上輸送に限られている航海命令
の範囲を国際海上輸送に拡大することとしており
ます。第四に、國土交通大臣は、労使協定による時間
外労働の延長の限度について基準を定めることができ
ることとする等、船員の労働環境の改善のための規
定を整備することとしております。その他、これらに関連いたしまして所要の規定
の整備を行ふこととしております。
以上がこの法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御

審議をよろしくお願ひ申しあげます。

○委員長(吉田博美君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、海上運送法及び船員法の一部を改正する法
律案海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

(海上運送法の一部改正)

第一条 海上運送法 昭和二十四年法律第八十
七号の一部を次のようにより改正する。目次中「一第三十九条」を削り、「第四章 海
上運送事業に使用する船舶の規格及び船級(第四十一条・第四十一条)」を「第四章 日本船舶及
び船員の確保(第三十四条・第三十九条の四)
業に使用する船舶の規格及び船級(第四十条・第四十一条)」に、「第五章」を「第六章」に、「第
六章」を「第七章」に改める。

第二十五条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限
は、犯罪捜査のために認められたものと解釈
してはならない。第二十六条第一項中「本邦の各港間の航海であ
つて、当該」を削り、「且つ」を「かつ」に改
め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「こえ
ない」を「超えない」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 國土交通大臣は、前項の規定による命令を

行うに当たつては、当該命令により航海に從事する船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、國土交通省令で定めるところにより、當該命令により航海に從事する船舶である旨の證明書を當該船舶の船長に交付しなければならない。

第三十四条から第三十九条までを削る。

第五十条第二十一号及び第二十二号中「含む。」の下に「又は第三十九条の四第一項を加える。」第五十二条中「第四十四条の二」を「第三十九条第一項又は第四十四条の二」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とする。

第三十三条の次に次の二章を加える。

第四章 日本船舶及び船員の確保
(基本方針)

第三十四条 國土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶(船舶法明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他これらに関連する措置(以下「日本船舶及び船員の確保」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に關する事項

二 日本船舶及び船員の確保のためには政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 船舶運航事業者等日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。以下同じ。)が講すべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する日本船舶・船員確

保計画の同条第三項の認定に關する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必要な事項

6 基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

4 國土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聽くものとする。

6 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(日本船舶・船員確保計画)

第三十五条 船舶運航事業者等は、國土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、日本船舶及び船員の確保についての計画(以下「日本船舶・船員確保計画」という。)を作成して、國土交通大臣の認定を申請することができる。

2 日本船舶・船員確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 日本船舶及び船員の確保の目標
二 日本船舶及び船員の確保の内容
三 計画期間

四 日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、國土交通省令で定める事項

6 第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画には、次に掲げる事項を記載する。
一 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定事業者」という。)は、當該認定に係る日本船舶・船員確保計画を変更しようとするときは、國土交通省令で定めるところにより、國土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

2 第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画は、前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定事業者」という。)が日本船舶・船員確保計画を受けたときに必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとす

る。

(課税の特例)

第三十八条 認定事業者(第三十五条第三項第

五号に掲げる基準に適合するものとして日本船舶・船員確保計画の認定を受けた者に限る。次条第一項において同じ。)が日本船舶

(安定的な海上輸送の確保に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の船舶に限る。同条第一項において同じ。)を用いて営む对外船舶運航事業等(对外船舶運航事業、对外船舶貨渡業、对外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は对外船舶運航事業に係る運航の委託をする船舶貨渡業をいう。同項において同じ。)その他これらに関連する事業として

船・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聽くものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 計画期間が國土交通省令で定める期間であること。

四 船員職業安定法第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたものである。

五 第二項の規定による許可の有効期間の更新をするものにあつては、當該事業を実施する者が同法第五十六条各号(同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新をするものにあつては、當該事業を実施する者が同法第五十六条各号)のいづれにも該当せず、新を要するものにあつては、同法第五十六条第四号を除く。)のいづれにも該当せず、かつ、當該事業の内容が同法第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合すること。

六 第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、當該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおいて行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、當該割合が國土交通省令で定める割合以上のものであること。

7 第三十六条 船舶運航事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、當該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しを受けたときは、當該日本船舶・船員確保計画に記載したとおりの認定を受けようとする者に該当するものにあつては、當該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間ににおいて行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、當該割合が國土交通省令で定める割合以上のものであること。

8 第三十七条 国は、認定事業者が第二十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画(以下「認定計画」という。)に従つて日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとす

り許可若しくは許可の有効期間の更新を受け、又は変更の届出をしたものとみなす。

9 第三十七条第一項の規定による変更の認定を受けようとする者のうち、當該認定を受けることによつて次条の規定により同法第五十五条第一項の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたものとみなされることとなる者について準用する。

10 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

11 船員職業安定法第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)に係る日本船舶

の規定による変更の認定を含む。(以下同じ。)を受けようとする者のうち、當該認定を受けることによつて次条の規定により同法第五十五条第一項の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたものとみなされることとなる者について準用する。

12 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

13 船員職業安定法第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)に係る日本船舶

めること。

第一百三十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「若しくは第二項」を削り、同条第三号中「第六十七条第二項」を「第六十七条第二項」に改める。

第一百三十六条を附則第一条とする。

第一百三十七条及び第一百三十八条を削る。

第一百三十九条を附則第二条とする。

第一百四十条から第一百四十七条までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中船員法第六十四条の二に三項を加える改正規定及び附則第二条第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)が国土交通省設置法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前までの間ににおける第一条の規定による改正後の海上運送法(以下「新海上運送法」という。)第三十五条第三項の規定の適用については、同項中「交通政策審議会」とあるのは、「船員中央労働委員会」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとする。船舶に乗り組む船員については、第二条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)第三条 この法律の施行の際に航海中である船舶に乗り組む船員については、第二条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)

（船員法の一部改正）

第三条 この法律の施行の際に航海中である船舶に乗り組む船員については、第二条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)第六十四条第一項、第六十七条第一項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む)、第八十三条及び第八十六条第一項の規定にかかるわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に從事する船舶にあっては、施行日から起算して三月を経過する日又は

施行日以後最初にいずれかの港に入港した日以後いずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

六十四条の二第一項に「第六十七条第二項」を第六十五条の三(同法第八十八条の二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第六十七条第三項に「同条及び」を「同条及び」に改め、同条第八項中「第六十四条の二」を第六十四条の二第一項に改める。

六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第二項において準用する場合を含む)、第六十六条の二及び第六十七条第二項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む)の規定は、附則第一条たゞし書に規定する規定の施行の定は、適用しない。

六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第二項において準用する場合を含む)を「第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第六十八条の六十二の二」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 鉱業所得の課税の特例(第五十八条・第五十九条)」「第三節 鉱業所得の課税の特例(第六十一条)」を「第三節の二 対外船舶運航事業を営む連絡法人の課税の特例(第五十八条・第五十九条)」

法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の六十一・第六十八条の六十二)を「第十三節 連絡法人の課税の特例(第六十八条の六十一・第六十八条の六十二)」に、「第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連絡法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第五十九条の二)」に、「第十三節 連絡法人の課税の特例(第六十条)」

法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の六十一・第六十八条の六十二)を「第十三節 連絡法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八条の六十一・第六十八条の六十二)」を「第三節の二 対外船舶運航事業を営む連絡法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第六十八条の六十二の二)」に改める。

第三章第三節の二を同章第三節の三とし、同章第三節の次に次の二節を加える。

第三節の二 対外船舶運航事業を営む

法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新海上運送法及び新船員法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(船員職業安定法の一部改正)

第六条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百

三十号)の一部を次のように改正する。

六十九条第四項中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項に「第六十七条第二項」を第六十五条の三(同法第八十八条の二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第六十七条第三項に「同条及び」を「同条及び」に改め、同条第八項中「第六十四条の二」を第六十四条の二第一項に改める。

六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第二項において準用する場合を含む)を「第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第六十八条の六十二の二」に改める。

六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第二項において準用する場合を含む)を「第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第六十八条の六十二の二」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

六十四条の二第一項に「第六十七条第二項」を第六十五条の三(同法第八十八条の二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第六十七条第三項に「同条及び」を「同条及び」に改め、同条第八項中「第六十四条の二」を第六十四条の二第一項に改める。

六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第二項において準用する場合を含む)を「第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第六十八条の六十二の二」に改める。

六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第二項において準用する場合を含む)を「第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第五十九条の二、第六十八条の四十二(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)及び第六十八条の六十二の二」に改める。

第三項又は第四項の認定(同項の認定については、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。第五項において「計画の認定」という。)を受けた同法第三十四条で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に海上運送法(昭和二十四年法律第八十七条号)第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画(以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。)について同条第三項第五号(同条第五項において準用する場合を含む)に掲げる基準に適合するものとして同条

計画期間(同法第三十五条第二項第三号に掲げる計画期間をいう。第三項及び第五項において同じ。)内の日を含む各事業年度終了の時において当該認定計画に従つて同法第三十四

条第一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該満たない部分の金額は、当該連絡事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する。

二 当該法人の当該事業年度における日本船舶を用いた対外船舶運航事業等(海上運送法第三十八条に規定する対外船舶運航事業等をいう。)による収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額

三 前項の規定は、同項に規定する法人が、そ

の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに、財務省令で定める事項を記載した届出書に同項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

四 前項の規定は、同項に規定する法人が、第一項の規定の適用に係る認定計画の計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けている場合に限り、適用しない。

五 第一項の規定の適用を受ける法人は、その

適用を受ける各事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

六 認定計画に記載された計画期間内の日を含む各事業年度(当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該計画期間内の日を含む各連結事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。)において第一項の規定の適用を受けた法人(当該適用対象年度において第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けた連結法人(当該適用に係る計画の認定を受けた連結親法人又は連結子法人に限る。)に該当するものを含む。)が、海上運送法第三十九条の二第二項の規定によりその認定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、当該認定計画に取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額の合計額)の度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

七 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第一項又は前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

八 第二項から第四項まで及び前項に定めるもののか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に係る認定計画の計画期間には、当該超える部分の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなければならない。

第三章第十三節の次に次の一節を加える。
第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税

九 第六十八条の六十二の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に海上運送法第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画(以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。)について同条第三項第五号(同条第五項において同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。第五項において「計画の認定」という。)を受けた同法第三十四条第二項第三号に規定する船舶運航事業者等(日本船舶(同法第三十八条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。)を用いて対外船舶運航事業(同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。)を営むものに限る。)に該当するものが、当該認定を受けた日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「届出書」という。)に前項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「書類等」という。)を添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

十 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、第一項の規定の適用に係る認定計画の計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む事業年度において第五十九条の二第二項の規定において第五十九条の二第二項に掲げる計画期間をいう。第三項及び第五項において同じ。)内の日を含む各連結事業年度終了の時において当該認定計画に従つて同法第三十四条第一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該連結事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

十一 第一項の規定の適用を受ける連結親法人は、その適用を受ける各連結事業年度の連結事業年度に同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

十二 握げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該満たない部分の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する。

十三 一 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における日本船舶を用いた対外船舶運航事業等(海上運送法第三十八条に規定する对外船舶運航事業等をいう。)による収入金額に係る連結所得の金額として政令で定める金額

十四 二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における日本船舶の純トン数(船舶のトン数の測度に関する法律第六条に規定する純トン数をいう。)に応じた利益の金額として政令で定める金額

十五 三 前項の規定は、同項に規定する連結親法人が、その適用を受けようとする最初の連結事業年度開始の日の前日までに、財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「届出書」という。)に前項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「書類等」という。)を添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

十六 四 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、第一項の規定の適用に係る認定計画の計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む事業年度において第五十九条の二第二項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けている連結親法人又はその連結子法人に係る届出書及び書類等の提出については、適用しない。

十七 五 第一項の規定の適用を受ける連結親法人は、その適用を受ける各連結事業年度の連結事業年度に同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

5 認定計画に記載された計画期間内の日を含む各連結事業年度、当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該計画期間内の日を含む各事業年度。(以下この項において「適用対象年度」という。)において第一項の規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(当該適用に係る計画の認定を受けた連結親法人又は連結子法人に限り、当該適用対象年度において第五十九条の二第一項の規定の適用を受けたものを含む。)が、海上運送法第三十九条の二第二項の規定によりその認定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該適用対象年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該認定計画につき第五十九条の二第一項の規定により損金の額に算入された金額)の合計額は、当該認定を取り消された日を含む連結事業年度の連結所

得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第一項又は前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとする。

7 第二項から第四項まで及び前項に定めるものほか、第一項又は第五項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条の二第一項中「(昭和二十四年法律第百八十七号)」を削る。
第十一條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項第三号中「(昭和四十五年法律第七十一号)」の下に「海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)」を加える。

第十五条第一項中「(昭和二十四年法律第百八十七号)」を削る。
第十二条 施行日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日までの間における国土交通省設置法第四十三条第四号の規定の適用については、同号中「及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」とあるのは、「船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)及び海上運送法」とする。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百三十七号中「百三十七 船員派遣事業の許可

〔注〕海上運送法第三十六条(船員職業安定法の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第百二十一條の二並びに第百四十七条」を「並びに第百二十一條の二」に改め、「とあり、及び同条第二項中「使用してはならない」とあるのは「前項ただし書きの場合」とあるのを除く。」とを削る。